

**就 労 支 援 の 充 実 強 化 に 向 け た
公 共 職 業 安 定 所 （ ハ ロ ー ワ ー ク ） 業 務 の
指 定 都 市 へ の 移 管 や
国 ・ 道 府 県 と の 連 携 強 化 に つ い て**

報 告 書 （ 案 ）

平成27年12月25日

**指定都市市長会
経済・雇用部会**

目 次

ページ

第 1 章 本報告書のねらい	…	1
第 2 章 権限移譲（ハローワーク業務の移管）について	…	2
1 「権限移譲」の実を上げるための課題	…	2
2 国の地方分権改革に関する「提案募集方式」による共同提案について	…	3
3 国による一体的実施等の検証について	…	4
第 3 章 国・道府県との連携強化について	…	5
1 基本的な認識	…	5
2 一体的実施について	…	5
3 分野別の国・道府県との連携について	…	8
第 4 章 国に対する提案	…	18

第1章 本報告書のねらい

わが国は、人口減少へと転じており、従来と同じ視点に立った施策からの転換が必要である。地域が持続可能な経済社会を構築していくためには、「まち」に活力があふれ、「ひと」が長期にわたり活動し、「しごと」という社会参加が円滑に続くことが必要であり、その際、ディーセントワーク、つまり、働きやすい人間らしい仕事の実現を目指すという視点も忘れてはならない。

また、地域で「しごと」を生み出す経済施策と、「しごと」に必要な人材を育て・結びつける雇用施策が、両輪となって機能することが求められる。雇用施策は、これまで国のハローワークが中心的な役割を果たしてきたが、指定都市が実施する他の施策との関連性や地域の実情に応じた施策の必要性などから、生活困窮者や若年者などの分野において、指定都市が就労支援に積極的に取り組む事例が広がってきており、一体的実施に代表される、国と指定都市が連携した取組は、相当程度の効果をあげてきている。

国も指定都市も、住民のために就労支援の充実強化を目指すことは一致しているが、その手法が異なっており、国は一体的実施等の指定都市と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める方針である一方、指定都市市長会は、より効果的な就労支援のため、ハローワーク業務の指定都市への移管が必要であると従来より主張している。

本報告書は、就労支援の充実強化に向けて、ハローワーク業務の指定都市への移管や国・道府県との連携強化に関する課題を整理するとともに、課題の解消に向けた提案を行うために作成したものである。

第2章 権限移譲（ハローワーク業務の移管）について

1 「権限移譲」の実を上げるための課題

指定都市市長会が、平成25年12月に取りまとめた報告書にも記載したとおり、「権限移譲」の実を上げるための課題として、以下のものがあげられる。

(1) 国への働きかけが必要な課題

ア 移譲事務の円滑な遂行に必要な移譲時の財源の確保

「権限移譲」を受けるに当たり、財源が十分に確保されないことによる住民サービスの低下が懸念される。このようなことを未然に防ぐため、移譲事務の円滑な遂行に必要な財源を確保するよう、国に働きかける必要がある。

イ 市域とハローワークの管轄区域との差異の課題の整理

指定都市の市域を所管するハローワークの管轄区域には、指定都市の市域だけでなく、近隣の市町村も含まれる場合がある。このような場合において指定都市のみが「権限移譲」を受けた際には、近隣市町村においても適切なサービスが提供される体制を構築できるよう、国に働きかける必要がある。

(2) 道府県への働きかけが必要な課題

ア 道府県へも権限移譲が行われる場合の二重行政の弊害の未然防止

道府県へも権限移譲が行われる場合、道府県と指定都市が同一区域内で類似の住民サービスを提供することになり、行政の無駄が生じるおそれがある。このような、いわゆる二重行政の弊害が生じないようにするため、道府県と指定都市が、平成28年度から必置となる指定都市都道府県調整会議を活用することなどにより、十分な連携を図ることができるよう、道府県に働きかける必要がある。

(3) 指定都市として取り組むべき課題

ア 「権限移譲」を受けるべき業務の範囲の検討

現在ハローワークが実施している業務の中には、指定都市市長会が「権限移譲」後も国が継続して保険者となることを提案している雇用保険業務や、求人・求職の全国ネットワークの構築業務のように、国が引き続き責任を持

って行う方が効果的・効率的な行政運営に資するものもある。

このため、指定都市が「権限移譲」を受けべき業務の範囲や国が行う業務との関係について整理する必要がある。

イ 「権限移譲」後の人員確保、組織体制の整備

「権限移譲」を受けるに当たり、十分な人員が確保できないこと、組織体制が整備できないこと等による住民サービスの低下はあってはならない。このため、移譲事務の円滑な遂行に必要な人員を確保し、組織体制を整備する必要がある。

ウ 指定都市内部の他の行政サービスとの連携の検証

「権限移譲」を受けるに当たっては、基礎自治体が実施するメリットを最大限生かし、住民サービスを向上させる必要がある。このため、生活保護、住居、介護、子育てなどの生活・福祉施策をはじめとする指定都市内部の他の行政サービスとの連携方策を検討・実施し、その効果を検証する必要がある。

エ 専門知識を持った職員の育成

「権限移譲」を受けるに当たっては、指定都市側に職業紹介、相談等に係る専門知識を有する職員が必要となるが、現在、指定都市には当該職員がほとんどいないため、国の協力を得て、当該職員を育成する必要がある。

2 国の地方分権改革に関する「提案募集方式」による共同提案について

- 平成 26 年の国の地方分権改革に関する「提案募集方式」において、指定都市市長会からハローワーク業務の移管について共同提案を行った。指定都市市長会以外の多くの団体からも提案があったものの、国においては重点項目として位置付けることもなく、ヒアリングも実施せず、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）において、一体的実施、求人情報のオンライン提供など、ハローワークと地方自治体と一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めることと整理した。

3 国による一体的実施等の検証について

- このような状況の下、平成 27 年度に、国において一体的実施等の検証が行われ、①「地方版ハローワーク」の創設により、地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介事業を実施できること、②地方公共団体がハローワークを活用できる枠組の創設、③国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策を一体的に実施する「一体的サービス」を法定化した上で継続的に実施すること、④国による支援を拡充すること等により、新たな雇用対策を法律に基づいた安定的な仕組みとして全国展開することとされた。（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）
- この方向性は、指定都市にとっても一歩前進したものとなっており、一定の評価ができるが、具体的な制度設計に当たっては、指定都市の意見が十分に尊重されるとともに、この新たな仕組みが、本報告書で指摘している課題を解決し、指定都市がより主体性を発揮できるものとなっているか、引き続き検証する必要がある。

第3章 国・道府県との連携強化について

1 基本的な認識

- ・ 最終目標はより効果的な就労支援を実施することであり、そのために必要な権限移譲は、提案募集に対する国の対応や一体的実施等の検証結果を鑑みても、その実現には多大な時間を要する。しかしながら、権限移譲が実現するまでの間であっても、一刻も早く住民に対する就労支援の充実強化を図ることが重要であることから、当面の措置として、国・道府県との連携強化を進める必要がある。
- ・ 国・道府県との連携強化の取組を通じ、住民に対する就労支援が充実強化されるだけでなく、指定都市において国・道府県の業務に対する理解が深まり、課題検証をより深化させられるほか、ノウハウが蓄積され、将来の権限移譲に対する備えにつながることも期待できる。

2 一体的実施について

(1) 総論

- ・ 国と連携した取組の代表例としては、平成 23 年から開始された一体的実施があり、これまで着実に成果をあげている。
- ・ 国のアクションプラン（平成 22 年 12 月 18 日閣議決定）においては、一体的実施を 3 年程度行い、成果と課題を十分検証し、地方公共団体への権限移譲について検討することとされており、平成 27 年度に国は成果と課題の検証を行い、新たな雇用対策を法律に基づいた安定的な仕組みとして全国展開することとしたところである。

(2) 一体的実施の成果について

- ・ 現在、全ての指定都市で「一体的実施」に取り組んでいる。
- ・ 施設数（合計）を見ると、常設窓口が 122、巡回窓口が 14 となっており、常設窓口が 47、巡回窓口が 13 であった前回報告書での集計（平成 25 年 8 月末時点）と比べ、新設や巡回窓口の常設化により、常設窓口が大幅に増えている（75 窓口、159.6%増）。
- ・ 窓口開設以来の利用者数の累計は 12 万 9,054 人で、そのうち 47.6%に当たる 6 万 1,466 人が就職するなど、「一体的実施」は着実に成果をあげている。

ア 生活困窮者型の支援実績等

- ・ 一体的実施は実質的に大きく2つに分類できるが、第一の類型は、生保受給者などの生活困窮者を対象とするもの（生活困窮者型）である。
- ・ 生活困窮者型は、指定都市が生活面で既に直接支援している住民の自立を促進する取組であり、対象者は限定されるものの指定都市の福祉行政との関連が深く、指定都市の強みを発揮しやすい。
- ・ 生活困窮者型の利用者数は4万5,535人で、そのうち56.9%に当たる2万5,926人が就職している。

（平成27年9月末現在）（単位 施設、人、件）

都 市 名	区 の 数	施設数		支援実績		
		常 設	巡 回	新規求職者数	職業相談件数 （延べ）	就 職 者 数
仙 台 市	5	4		1,238	9,793	712
さいたま市	10	10		5,534	35,678	3,235
千 葉 市	6	3		2,158	8,247	1,667
横 浜 市	18	13		4,930	25,197	3,004
川 崎 市	7	3		1,974	8,507	721
相 模 原 市	3	2		550	6,046	543
新 潟 市	8	3		924	12,353	507
静 岡 市	3	3		1,012	9,086	800
浜 松 市	7	1		565	6,663	564
名 古 屋 市	16	14		6,415	25,588	2,707
京 都 市	11	11		3,553	19,774	1,964
大 阪 市	24	9	11	4,629	24,264	3,022
堺 市	7	1	1	176	1,254	100
神 戸 市	9	5		2,914	17,214	1,454
岡 山 市	4	3		1,596	8,391	755
広 島 市	8	6	2	2,654	20,894	1,521
北 九 州 市	7	3		2,196	10,017	1,103
福 岡 市	7	4		1,033	7,709	543
熊 本 市	5	2		1,484	10,115	1,004
計		100	14	45,535	266,790	25,926 (56.9%)

※ 相談回数が週1回未満の施設は、今回の集計には含めない取扱いとしている。

イ 一般型の支援実績等

- ・ もう一つの類型は、若年者など年齢で制限を加えているものもあるが、生活困窮者型と比べて広範囲な市民を対象としているもの（一般型）である。
- ・ 一般型は、ハローワークの設置箇所数が限られる中、ハローワークを地

域的に補完するものとして幅広い住民に利用されている。

- ・ 一般型の利用者数は 8 万 3,519 人で、そのうち 42.6%に当たる 3 万 5,540 人が就職している。

(平成 27 年 9 月末現在) (単位 施設、人、件)

都 市 名	区 の 数	施設数		支援実績		
		常 設	巡 回	新規求職者数	職業相談件数 (延 べ)	就 職 者 数
札幌市	10	9		28,836	107,755	12,567
さいたま市	10	1		5,756	21,332	2,221
千葉市	6	2		2,720	27,539	2,456
相模原市	3	1		410	1,771	198
名古屋市	16	1		3,691	8,874	1,616
大阪市	24	3		17,584	61,575	4,458
堺市	7	1		1,615	5,813	590
北九州市	7	2		11,533	34,620	8,006
福岡市	7	2		11,374	102,259	3,428
計		22	0	83,519	371,538	35,540 (42.6%)

※ 生活困窮者などを対象としていても、生活保護受給者等の相談件数が全体の半数に満たない施設については「一般型」で集計している。

(3) 一体的実施の課題について

ア 生活困窮者型について

- ・ 生活困窮者型の課題として、設置箇所数の少なさ、二元的管理による硬直的な運営や事務の煩雑さがある。
- ・ そのため、指定都市の要請に応じて箇所数を増加させること、運営の手続きを簡素化すること（例：ケース会議において、本人の同意取り付けや個人票 A を作成する。支援開始前に支援メニューの体験を可能とする。）に加え、指定都市が国から事務を受託して一元的な実施を可能にする必要がある。

イ 一般型について

- ・ 一般型の課題として、設置箇所数が少ないこと、実施業務が限定されていることがある。
- ・ そのため、指定都市の要請に応じて箇所数を増加させることに加え、雇用保険・職業訓練などのハローワーク業務についても一般型での実施を可能にする必要がある。

3 分野別の国・道府県との連携について

(1) 総論

- ・ 「しごと」という社会参加が円滑に続くようにするため、国・道府県との連携を進めることで住民に対する就労支援を充実強化できる。
- ・ 例えば、指定都市の強みを発揮して就労支援を強化できる分野としては、障害者の雇用促進、介護・看護・保育といった福祉人材の確保、誘致企業の人材確保、移住促進、若年者の雇用対策などが考えられる。
- ・ これらの分野については、福祉施策や産業施策の側面から、指定都市が就労支援に取り組む必要性が高まってきており、取組を強化している指定都市も見られる。
- ・ これらの分野に指定都市が取り組むに際して問題となるのが、ハローワークが指定都市の機関ではないことである。この問題については、前記のとおり、国に権限移譲を引き続き求めていくが、現行法令の枠内で施策を推進する上での課題は、指定都市が労働局と連携強化に向けた協議を行っても、予算や人員を必要とするものについては、厚生労働省（本省）との協議が必要であり、労働局では判断ができないため、地域的な課題に対して柔軟かつ円滑に連携を深めることが困難なことである。
- ・ 全国一律的な施策の実施だけでなく、地域の実情に応じたきめ細やかな就労支援対策を行うためには、労働局長独自の判断で指定都市と連携して実施できるよう、労働局長に予算面も含めたより大きな権限を付与することが必要である。
- ・ 一方で指定都市間でも国・道府県と連携した就労支援の好事例を情報交換・共有し、支援の強化と国の制度の改善につなげることも必要である。

(2) 国・道府県との連携実績とその課題について

ア 生活困窮者の雇用対策

(7) 連携した取組の内容

① ハローワークとの一体的実施（全市）

区役所等における常設又は巡回による就労支援窓口において、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等を対象に、ハローワーク職員が職業相談・職業紹介業務を実施している。

② 労働局・市が連携し、生活保護受給者向けのセミナーを実施（札幌市、

さいたま市)

生活保護受給者等のうち、市が必要と判断した者や受講を希望する者を対象に「就労意欲の向上」、「就職活動の基礎的スキルの習得」等を目的としたセミナーを、労働局・市が共同実施するなど連携して実施している。

③ 一体的実施施設で職業訓練に係るメニューの提供及び相談の実施（さいたま市、新潟市、岡山市、広島市）

職業訓練を希望する者に対し、就労支援窓口において、国・県の職業訓練メニューの提供又は職業訓練に関する相談を実施している。

④ 外国人を支援対象者に含めた一体的実施（浜松市）

リーマンショック以降、雇用回復の兆しはあるものの、特に外国人の生活基盤は不安定な状態が継続しているため、平成 27 年度から新たにジョブサポートセンターの相談者に外国人を加え、外国人専門のナビゲーター1 人と通訳 1 人を配置し、外国人への支援を開始している。

(イ) 上記取組における課題

- ・ 就労支援窓口未設置区の解消及び巡回窓口の常設化に向け、労働局と協議する必要がある。
- ・ 窓口の利用促進のため、支援対象者の就労支援窓口への利用勧奨や送り込み等を積極的に実施する必要がある。
- ・ ハローワーク単位で事務取扱に差があり、統一的な事業運営の妨げになっている。
- ・ 支援対象者の情報共有に制限がかかる場合があり、連携に支障が生じている。
- ・ 生活困窮者自立支援法の支援対象者への就労支援体制を検討する必要がある。

イ 若者の雇用対策

(7) 連携した取組の内容

① 就職ガイダンス・合同企業面接会・求人枠確保要請の実施（札幌市、

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)

新卒者等向けの就職ガイダンス、合同企業面接会等を労働局と共催又は連携して実施している。また、経済団体等に対し、労働局及び関係機関との連名で、高等学校及び大学等卒業予定者の求人枠確保についての要請を行っている。

② 若年求職者向けの相談拠点を設け、ハローワークと一体的に支援（北九州市）

若年求職者を対象にした就職支援の拠点「若者ワークプラザ北九州」を市内 2 か所に設置し、国及び県と連携しながら、就業相談、職業紹介、セミナー等を開催している。うち 1 か所はハローワークと一体的に支援を行っている。

③ 保護者向けセミナー等の開催（千葉市、新潟市、神戸市、北九州市）

国や県と連携し、就職活動中の子を持つ保護者向けのセミナー等を開催している。

④ 企業ガイドブックの作成（新潟市）

ハローワーク、商工会議所等と連携し、大学生向けの企業ガイドブックを作成している。

⑤ 地域若者サポートステーションで地域の実情に応じた事業の実施（札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、広島市）

地域若者サポートステーションにおいて、労働局と連携して、地域の実情に応じた若者の職業的自立支援事業を実施している。

⑥ デジタルコンテンツクリエイター育成事業の共同実施（福岡市）

概ね 40 歳未満のフリーター等の正社員就職を支援するため、Web デザイン等の技術を身に付けるための講座を、県と共同で実施している。

⑦ 「有給長期インターンシップ」モデル事業の実施（広島市）

若者の雇用に関するミスマッチを防止するため、多くの若者が多様なインターンシップの機会を得られるよう、県と連携し、県は既存インターンシップの上積み、市は有給長期インターンシップにモデル的に取り組んでいる。

⑧ 若年求職者対象職場見学会の開催（さいたま市）

若年求職者を対象としたさいたま市内企業への職場見学会事業を国と共同で実施している。

(4) 上記取組における課題

- ・ 利用促進、求人企業の質の確保を図るとともに、就職後のフォローや定着支援等を実施する必要がある。
- ・ 平成 27 年度から「サポステ・学校連携推進事業」が廃止されている。
- ・ 学生の大企業志向が強く、地元中小企業に対する関心が薄い。

ウ 高齢者の雇用対策

(7) 連携した取組の内容

① シルバー人材センターの就業支援（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、熊本市）

ハローワークに就職・就業相談で訪れる住民が、臨時的・短期的又は軽易な業務への就業を希望する場合には、これらの業務への就業機会を提供するシルバー人材センターを紹介するよう、ハローワークに依頼している。

② ハローワーク又は県の施設と連携して、高齢者に対する就業支援等を実施（神戸市、北九州市）

神戸市では、「生涯いきいき情報センター」を設置し、相談員がハローワーク等と連携して就業支援等を実施している。北九州市では「高年齢者就業支援センター」と隣接するハローワークとで、相互に利用者の誘導を行うとともに、県の施設及び関係団体と連携し、高年齢者就業合同相談会を実施している。

③ 「協同労働」モデル事業の実施（広島市）

自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である「協同労働」により、高齢者の働く場を創出するためのモデル事業を、労働局と連携して実施している。

(4) 上記取組における課題

- ・ 類似する国・道府県の施設とさらなる連携強化が必要である。

エ 子育て中の方の雇用対策

(7) 連携した取組の内容

① 母子家庭等就業支援事業の実施（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、熊本市）

道府県やハローワークと連携し、母子家庭の母等に対し、就業相談、職業紹介、セミナー等きめ細かな就労支援を実施している。

② 女性に対して職業相談・職業紹介を行う拠点の設置（大阪市）

「しごと情報ひろばマザーズ」を設置し、ハローワーク等と連携し、子育てのために離職した女性などを対象に、無料の職業相談、職業紹介を実施している。

③ 男女共同参画センターにおけるハローワーク職員による出張相談、セミナー等の実施（横浜市、新潟市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

市の男女共同参画センターが実施する就労支援講座やイベント等において、ハローワーク職員による出張相談、セミナー等を実施している。

④ マザーズセミナーで保育サービスに関して説明（札幌市、仙台市、新潟市、名古屋市）

マザーズハローワークの実施する就職支援セミナーにおいて、保育所の入所状況や各種保育サービスについての情報提供及び保育所の入所申込方法、保育所での一日の流れなどについて説明を行っている。

⑤ 母子家庭の母を雇用する企業に対する助成（熊本市）

母子家庭の母等、就職困難者の雇用促進を図るため、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業所に対し、「母子家庭の母等奨励金」を支給している。

⑥ 託児付就職支援セミナーの共同開催（さいたま市、新潟市）

子育て世代の求職者の就職支援として、国と共同で託児付就職支援セミナーを実施している。

⑦ 郊外市有施設におけるマザーズハローワーク出張相談の実施（岡山市）

主に子育て中の女性を対象に、郊外市有施設にて復帰相談や職業相談を行っている。

(イ) 上記取組における課題

- ・ 女性に特化した市の事業が全般的に少なく、国や道府県と連携して就労支援体制を強化するに至っていない。
- ・ 講座、セミナー等の利用者が伸び悩んでいる。

オ 障害者の雇用対策

(ア) 連携した取組の内容

① 合同面接会・説明会等の開催（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市）

労働局や道府県と共催又は連携し、障害者向けの合同面接会や説明会を実施している。

② 障害者を総合的にサポートする拠点を設置し、関連の施設と連携して支援（仙台市、さいたま市、横浜市、新潟市、浜松市、北九州市、福岡市、熊本市）

障害者の就労を総合的にサポートする拠点を設置し、ハローワーク及び就労支援機関等と連携した就労支援を実施している。

③ 障害者雇用促進のための連絡会等の設置（仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

障害者雇用の拡大、定着を支援するため、市、ハローワーク及び関係機関で構成する連絡会等を設置し、より効果的な事業等について検討を進めている。

④ ハローワークと連携して、伴走型サポートを実施（新潟市、浜松市）

市は、障害者雇用の経験が少ない企業に対し、採用前の従業員の障害特性の理解から、採用後の職場でのコミュニケーションの醸成まで、企業のニーズに沿った支援を実施している。ハローワークは企業に対し、当該事業の紹介を行っている。

⑤ 障害者施設と企業の商談会や販売会の開催（北九州市）

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、県と連携し、障害者就労施設と企業との商談会や商業施設における大規模販売会を開催している。

⑥ 意識啓発のためのセミナーの共催・講師派遣（横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市）

障害者雇用に関する意識啓発を図るため、ハローワークとの共催、若しくはハローワーク職員を講師に迎え、セミナーを開催している。

⑦ 障害者を雇用する企業に対する助成（新潟市、堺市、熊本市）

障害者の雇用促進を図るため、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業所に対し、奨励金を支給している。

⑧ 障害者雇用に向けた高等支援学校見学会・制度説明会の開催（岡山市）

企業を対象に、障害者雇用のイメージを明確にすることを目的とし、学校見学会と支援制度の説明会を行っている。

(イ) 上記取組における課題

- ・ 「障害者施設と企業の商談会や販売会」への協力企業数が伸び悩んでい

る。

カ 誘致企業の人材確保対策

(7) 連携した取組の内容

① 誘致企業向けのセミナーや合同面接会の開催（新潟市、岡山市、熊本市）

ハローワーク等と連携し、市が立地した企業等のセミナーや合同就職面接会を開催している。

② 誘致企業等の人材確保に向けた支援（新潟市、静岡市、浜松市、広島市、熊本市）

市は、誘致企業等の新規雇用見込みについて労働局に情報提供し、労働局は、当該企業への求人開拓や職業紹介を行うなど、連携して誘致企業等の人材確保を支援する。

キ 職業訓練

(7) 連携した取組の内容

① 認定訓練施設の運営（熊本市）

認定職業訓練施設を県と連携して運営している。

② 認定訓練施設への助成（さいたま市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市）

人材育成、技能向上を図るため、県と共に、認定訓練施設に対する助成をしている。

③ 委託訓練のコース設定に係る県との連携（広島市）

県立高等技術専門学校で実施する職業訓練（委託訓練）のコース設定に、市の意見が反映される仕組みを構築している。

(4) 上記取組における課題

- ・ 職業訓練法人で実施する訓練コースへ十分関与できない。
- ・ 国と市で設置したふるさとハローワークで訓練への登録ができない。

- ・ 職業訓練に関して、市側のノウハウや情報が十分でない。
- ・ 市が把握した地域の実情・ニーズを反映した職業訓練コースの設定において、期間や単価について国の制約があるため、柔軟な対応ができない。
- ・ 保育士養成コースの設定において、保育士養成校の定員枠に関する国の運用が厳格なため、訓練生のための新たな枠の確保が難しく、コース設定が困難である。

ク 看護職員及び保育士の人材確保

(7) 連携した取組の内容

① 保育士復職支援拠点の運営（横浜市、川崎市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、北九州市、福岡市）

府県との共同運営や、ハローワークとの連携等により、保育士復職支援拠点（保育士・保育所支援センター）を運営している。

② 看護職員復職支援拠点の運営（名古屋市）

市立看護専門学校に「なごやナースキャリアサポートセンター」を設置し、復職を希望する潜在看護職員に対する研修会及び復職相談を実施するほか、ハローワークの就職説明会にブースを出展している。一方、ハローワークは、同センターの研修会等の紹介、研修会受講者へ職場見学（医療機関や福祉施設）や職業紹介等を行うなど事業連携している。

③ 福祉人材バンクの運営（浜松市）

福祉人材の育成及び確保のため、就労あっせん事業や福祉サービス等に関する啓発・広報事業を浜松市社会福祉協議会に委託して実施している。事業の実施に当たっては、ハローワーク等と連携している。

④ 合同説明会・面接会等の開催（札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

看護職員及び保育士等の福祉人材の不足に対応するため、ハローワークや道府県と連携し、合同説明会・面接会等を開催している。

(4) 上記取組における課題

- ・ 支援拠点や施策について、潜在看護職員、保育士に対する周知が十分にできていない。
- ・ 処遇が、厳しい労働条件に相応しい水準には届いておらず、人材不足の大きな原因となっている。
- ・ 福祉人材バンクについては、ハローワークと距離が離れているため、十分に連携できない面がある。

第4章 国に対する提案

1 基本的な認識

- (1) 権限移譲（ハローワーク業務の指定都市への移管）を引き続き要請する考えに変わりはないが、指定都市の努力のみで権限移譲を実現させることは困難であり、国や道府県と指定都市が連携して課題の解決を図る機運の醸成が必要である。
- (2) 国において、一体的実施等の検証を行い、新たな雇用対策の仕組みを全国展開するとの結論に至ったことは、指定都市にとっても一歩前進したものであるとして一定の評価ができるが、この新たな仕組みが、指定都市が指摘する課題を解決し、指定都市がより主体性を発揮できるものとなっているか、引き続き検証する必要がある。
- (3) このような状況の下、引き続き権限移譲を目指しつつ、新たな雇用対策の仕組みをはじめとする国及び道府県との連携策を強化し、地方分権の受け皿としての経験値を高めるという、実践的な対応を続けることが重要である。

2 要請事項

- (1) より効果的な就労支援を行うため、指定都市への権限移譲を行う方向で積極的な検討を行うとともに、新たな雇用対策の仕組みの具体的な制度設計に当たっては、指定都市の意見を十分に尊重すること。
- (2) また、当面の措置として、国・道府県と連携し、一刻も早く住民に対する就労支援を充実強化するため、次の事項を改善すること。
 - ア 労働局・指定都市間で連携強化や課題解決に向けた議論を行う連携調整会議を定期的を開催するなどの仕組みを確立すること。
 - イ 地域の実情に応じたきめ細やかな就労支援について、指定都市と連携し、労働局長が自らの判断で柔軟かつ円滑な推進を可能にするため、厚生労働省は、労働局長に予算面も含めたより大きな権限を付与すること。
 - ウ 一体的実施については、より多くの対象者が利用できるようにするため、指定都市の希望する場所において早期に実施すること。
 - エ 生活困窮者型の一体的実施については、利用者の利便性を向上させるため、希望する指定都市において、運営手続の簡素化やハローワーク業務の受託などにより、柔軟に運営できるようにすること。
 - オ 一般型の一体的実施については、希望する指定都市が実施業務を拡充し、職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務も実施できるようにすること。